

国民スポーツ大会における実施競技区分の概念図

競技区分		所属	競技形式	会期	成績
<p>〔天皇杯・皇后杯 成績対象競技〕</p> <p>正式競技</p>	毎年実施競技	<p>日本スポーツ協会 加盟 (準加盟除く)</p>	都道府県対抗	大会会期内	<p>天皇杯・皇后杯 成績対象</p> <p>〔但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対 象とする。〕</p>
	隔年実施競技				
	<p>開催地選択競技</p> <p>※第74回～第81回 大会は休止</p>				
公開競技			中央競技団体の 考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯 成績対象外
デモンストラーションスポーツ		開催都道府県 体協加盟・認定	開催県の 考え方による		

[補足]

- ・各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。
- ・高等学校野球競技については、第70回～第85回大会においては「特別競技」とする。

国民スポーツ大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施の主体	日本スポーツ協会、文科省、開催県	当該中央団体	開催県
性格・位置づけ	「今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、我が国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技とする。	正式競技以外の競技とし、国民へのスポーツ推進の観点（地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等）から、実施することができる。	従前実施されていた「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に準じて実施するものとする。
競技形式	都道府県対抗	当該中央団体の考え方による	当該開催県及び県団体の考え方による
総合成績	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象競技とする。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。	男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の得点対象としない。
実施規模等	本大会（37 競技）及び冬季大会（3 競技）合わせて 40 競技とする。	当該中央団体と開催県が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 参加人員及び施設基準については、特に定めない。	当該開催県と県団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。
競技会会期	(1) 開催県は当該中央団体と調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 実施時期については、大会会期内を原則とする。 (3) 開催県の施設状況等により、競技会の会期内での開催が困難な場合は、会期前に実施することができる。但し、その競技数は 3 競技程度とする。	(1) 実施時期については、大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期内までに開催することとし、当該実施中央団体と開催県と調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 競技会の会期は 4 日間を上限とする。 (3) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。	(1) 実施時期については、大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。 (2) 正式競技に支障のない範囲で実施することとする。
会場地	開催基準要項第 7 項第 4 号による。	開催県内において実施する。	開催県内において実施する。
実施競技・種目	(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央団体の競技とする。 (2) 実施競技は次の競技とし、1 大会あたり 40 競技とする。 「毎年実施競技」／「隔年実施競技」／「開催地選択競技」	(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央団体の競技とする。（準加盟は対象としない） 但し、当該中央団体は、全国の県体協に加盟している支部組織を、24 以上有していること。 (2) 正式競技に選定された中央団体の競技・種目は除く。	(1) 開催県体協に加盟又は認定されている県団体の競技とする。
参加者の範囲	ブロック又は都道府県代表者（チーム）とする。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	参加者は開催県内の在住者とする。
予選会	県体協及び県団体の責任の下で予選会を実施し、ブロックまたは都道府県代表者（チーム）を選出する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、当該中央団体の責任の下で実施する。	出場者（チーム）を選出するために予選会を実施する場合は、開催県及び当該県団体の責任の下で実施する。
参加資格	原則として、開催基準要項並びに同細則に基づくものとするが、中央団体が参加資格を別途付加する場合がある。	当該中央団体が定めた要項によるものとする。	当該開催県団体が定めた要項によるものとする。
開催経費の負担	開催県（負担金）、文科省（補助金）、日本スポーツ協会（補助金）	当該中央団体（自己財源）	当該開催県又は県団体等（自己財源）、文科省（補助金）
参加負担金・参加料	開催基準要項に基づき日本スポーツ協会が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該中央団体が徴収する。	当該競技実施要項に基づき当該開催県又は県団体が徴収する。
企業協賛	日本スポーツ協会と開催県で調整のうえ実施する。	当該中央団体は日本スポーツ協会の承認を得て実施することができる。	日本スポーツ協会と開催県で調整のうえ実施する。

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

国民スポーツ大会委員会：国スポ委員会 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体
 開催都道府県：開催県 / 都道府県体育・スポーツ協会：県体協 / 都道府県競技団体：県団体

国民スポーツ大会実施競技の分類

項目	正式競技	公開競技	デモンストレーションスポーツ
実施までの 手続き	(1) 「国民スポーツ大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、当該大会の7年前までに「毎年実施競技」及び「隔年実施競技」が選定される。 (2) 日本スポーツ協会、開催県並びに当該中央団体で、実施内容について協議する。 (3) 開催県は、開催内定時(5年前)に、実施競技名(「開催地選択競技」)を明記した開催申請書を日本スポーツ協会に提出する。 (4) 開催申請書について、国スポ委員会の審議を経て、文科省と協議する。 (5) 日本スポーツ協会理事会にて決定する。	(1) 実施中央団体は開催県と実施内容(規模含む)等について、協議する。 (2) 開催県において実施態度を決定する。 (3) 日本スポーツ協会と開催県は実施競技について協議する。 (4) 開催県は、開催内定時(5年前)までに、実施競技名を明記した必要書類等を日本スポーツ協会に提出する。 (5) 国スポ委員会で審議、決定する。	(1) 実施希望開催県団体と開催県で協議する。 (2) 開催県において実施態度を決定する。 (3) 開催決定時(3年前)までに必要書類等を作成し、日本スポーツ協会に提出する。 (4) 国スポ委員会で審議、決定する。
その他	[実施競技の見直し] (1) 正式競技を実施する中央団体は、別に定める様式により報告書を日本スポーツ協会に提出しなければならない。 (2) 日本スポーツ協会は提出された報告書を精査し、「国民スポーツ大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき、4年ごとに次の区分で見直す。 ・「毎年実施競技」又は「隔年実施競技」として選定する ・正式競技から外れる ※「正式競技」から外れた競技は、「公開競技」として実施することができる。 ※「隔年実施競技」として選定された競技は、「公開競技」として実施することはできない。	[競技会実施の条件] 公開競技を実施するにあたっては、次のことを原則とする。 (1) 競技会の準備並びに運営(競技用具の確保、宿舍の手配、参加受付等、その他全般)について、当該中央団体が経費負担を含め主導的に行う。 (2) 開催県は、競技会場の貸与について協力するものとする。 (3) 参加料、参加者旅費など当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。	

※ 高等学校野球については、従前どおりの実施内容で、別途「特別競技」として取り扱うこととする。

※ 略称については、次の通りとする

国民スポーツ大会委員会：国スポ委員会 / 文部科学省：文科省 / 中央競技団体：中央団体
 開催都道府県：開催県 / 都道府県体育・スポーツ協会：県体協 / 都道府県競技団体：県団体